

飯 監 発 第 2 1 号
令和 8 年 1 月 1 3 日

飯 豊 町 長 嵐 正 人 殿

飯豊町監査委員 後 藤 浩

飯豊町監査委員 高 橋 亨 一

財政援助団体監査の監査結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、町が補助金等により財政援助している団体の業務について監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告します。

財政援助団体監査報告

- 1 監査年月日 令和7年11月25日（火）
- 2 監査場所 飯豊町社会福祉協議会
- 3 監査対象 社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（所管課：住民課・健康福祉課）
 - ・令和6年度飯豊町デマンド交通事業補助金
 - ・令和6年度飯豊町社会福祉協議会運営費補助金
 - ・令和6年度飯豊町在宅複合型老人福祉施設浴室改修事業補助金
- 4 出席委員 後藤浩代表監査委員、高橋亨一監査委員
- 5 説明員 住民課 細谷課長、高橋生活環境室長
健康福祉課 宮川課長、舩山福祉室長
飯豊町社会福祉協議会 高橋会長、伊藤事務局長、飯澤事務局次長
- 6 職務出席 佃書記長、井上主査
- 7 監査の主眼
 - ・当該団体に対する指導監督は適切に行われているか。
 - ・事業が目的に沿って経済的、効率的かつ効果的に実施されているか。
 - ・会計経理、書類整備、財産管理等が適切に行われているか。

8 監査の概要

<令和6年度飯豊町デマンド交通事業補助金 25,886,000円>

交通不便者の移動手段を確保することで社会参加を促し、健康増進や生きがいを図ることを目的とした事業であり、利用しやすい定額料金の設定やデマンド型乗り合い交通サービスを提供する事業。

令和6年4月に実施した利用料金の大幅な値下げや利用条件の変更が利用者確保につながっている。

運行業務委託料の算出に関して、当初から単価が変わっていない車両管理費及び減価償却費の積算根拠を明確にする必要がある。また、事業に係る人件費については、過不足なく収支予算書に計上されたい。

<令和6年度飯豊町社会福祉協議会運営費補助金 29,845,000円>

社会福祉協議会の法人運営、社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業。補助の対象は、人件費、事務所維持管理費、介護予防拠点施設管理費、介護事業所経営改善支援費の4つに大別されている。

令和5年度に経営改善検討委員会を立ち上げ計画を策定等したことにより、介護支援事業所経営改善支援費が大幅に縮小した。補助金全体では前年度と比較して8,102千円の減となった。

<令和6年度飯豊町在宅複合型老人福祉施設浴室改修事業補助金 6,619,000円>

在宅複合型老人福祉施設「日帰り介護センター 福祉の里めぐみ」が地域密着型から通常規模型に移行し、定員も増員するため、定員増に対応できるよう浴室を改修する事業。

改修により、3～4人槽の浴槽の設置のほか、浴室内の利用者の導線も確保でき、以前よりもスムーズに移動ができるようになった。

9 監査結果

審査に付された補助金の支払い、受領金額については正確かつ適正であると認められる。なお、下記事項について改善を進められたい。

10 改善報告書の提出

監査結果において改善事項がある場合は、別紙様式により令和8年1月30日（金）まで、監査委員監査室に提出すること。

記

1. デマンド交通事業補助金の運行业務委託料に係る積算根拠について、車両管理費及び減価償却費がこれまでの申し合わせによるものであることから、今後は明確な根拠による基準の見直しを検討されたい。
2. デマンド交通事業補助金では、収益の不足分を補助金として交付していることから、オペレーターの人件費についても、事業に関する人件費を過不足なく計上されたい。
3. 在宅複合型老人福祉施設浴室改修事業について、検査時の記録写真は工事目的を明らかにするものでもあるため、今回の場合は浴槽のサイズがわかるものを記録しておくべきであった。今後留意されたい。
4. 施設の改修更新について、築年数も経過していることから、有識者の参画も得て、今後改修更新計画を策定されたい。